



すすんで学ぶ子
心豊かな子
たくましい子

中宮

令和6年9月7日
第670号(9月号)
枚方市立中宮小学校
校長 西嶋 日美



すてきな2学期のスタートをきれましたか？

2学期が始まり2週間がたちました。すてきなスタートはきれたでしょうか。自転車
は走り始めが一番力が要りますが、動き始めたらあとは早さを調節するだけです。
私たちの生活も同じで、新しいことを始めるには力が要ります。この2週間で、
身体も心も学校生活を思い出してほしいと思います。

9月は「いじめ防止月間」です。いじめは、私たちの心も身体も大きく傷つけて
てしまいます。いじめは決して許されないことです。近年、いじめについても考え方が
大きく変わってきました。いじめ防止月間中にもう一度、いじめについて考えて下さい。



平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、
その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に
重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、い
じめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のた
めの対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの
防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等
のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ
効果的に推進することを目的とする。 (原文抜粋)

「いじめは、生命または身体に重大な危険性を生じるおそれがある」ことが示されていま
す。その上で、第二条では、【「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校
に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理
的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為
の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。】と定義されています。

これまで、「普通なら、この程度やられても平気だよ」という考え方がありましたが、それ
は言い訳になりません。その子が傷つけば、いじめとなるのです。自分の側から考えるの
ではなく、相手側に立って考えることが必要となってきます。

この法律を見て、誰かを全く傷つけずに生きていくことは可能だろうか・・・など疑問に思う
ことがあるかと思います。自分が期せず発した言葉が知らぬうちに他者を傷つけてはいない

だろうか・・・と不安になる人もいるかと思います。人は一人では生きていけません。もし、知らぬうちに傷つけていても、それを振り返り、反省し、次につなげていくことが必要なのだと思います。この法律は、子供たちを守るためのものなのです。

この法律を受けて、枚方市いじめ防止基本方針が示され、中宮小学校でも「学校いじめ防止基本方針」を示しています。(ブログに常時掲載しています。)学校全体で、健やかな毎日を過ごせるように子どもたちを見守っています。

★今年も全国大会に出場した児童がいました!

夏休み期間中に、全国で活躍した児童がたくさんいましたので紹介します。

まなびポケットにて詳細を掲載しております